

## 野生くさそてつ（ごみ）の出荷制限解除について （大崎市）

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定により、平成24年4月27日付けで原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から、出荷制限が指示されていた大崎市で産出された「野生くさそてつ（ごみ）」について、平成29年5月23日に、出荷制限が解除されましたので、お知らせします。

なお、大崎市から産出される「栽培くさそてつ（ごみ）」については、平成27年6月23日に出荷制限が解除されています。

### 記

#### 1 出荷制限解除の対象

大崎市で産出された「野生くさそてつ（ごみ）」

#### 2 解除後の検査計画及び出荷管理等

##### （1）解除後の検査計画

ア 県は大崎市と連携して、大崎市内の発生状況を確認し、3検体以上の出荷前検査を行い、基準値以下であることを確認した上で出荷する。

さらに、旧三本木町及び旧鳴子町においては、上記の検査とは別に3検体以上の出荷前検査を行い、基準値以下であることを確認した上で出荷する。

イ 出荷期間中において大崎市内で週1回程度1検体の定期的検査を実施する。

ウ 過去の検査で50 Bq/kgを超えた場所又は過去に検査を行っていない場所から出荷する場合は、1検体以上の検査を行う。

##### （2）解除後の出荷管理

ア 採取・出荷者の管理

大崎市内で野生のくさそてつ（ごみ）を採取し、販売を目的とする出荷を行う者について、宮城県は大崎市と連携し、採取地、出荷先等を記録した採取・出荷者管理台帳を整備する。採取・出荷者情報に変更があった場合はその都度台帳及び登録書を更新する。

イ 出荷・販売管理

野生のくさそてつ（ごみ）の販売を目的とする採取・出荷は、台帳に登録された採取・出荷者に限定し、販売は、登録された販売施設等に限って販売する。

採取・出荷物には販売単位毎に品目（くさそてつ（野生）、ごみ（野生））、採取地、採取日、採取者の住所・氏名を表示する。

宮城県と大崎市は、販売施設等に対し、野生のくさそてつ（ごみ）の入荷の際は台帳登録者の出荷品であるか確認するとともに、入荷したものが台帳登録者以外のお荷品であることが判明した場合は、大崎市に報告するよう依頼する。また、定期的な巡回を行い、適切な出荷管理が実施されているか確認する。

### <参考>

#### ○ 「くさそてつ（ごみ）」の出荷制限の状況

栗原市，気仙沼市

#### ○ 「くさそてつ（ごみ）」の出荷制限解除の状況

平成27年5月25日に解除された加美町に続き2例目